

## 一般社団法人手話言語等の多文化共生社会協議会における名義の使用許可に関する規定

### (趣旨)

第1条 この要項は、一般社団法人手話言語等の多文化共生社会協議会（以下「協議会」という。）における共催、後援及び その他これに類する名義の使用許可に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (名義の区分)

第2条 名義の使い分けについては、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 主催 協議会が事業を主体的に開催する場合
- (2) 共催 協議会が主体的に実施すべき事業を他の団体等と共同して実施する場合
- (3) 後援 他の団体等が主催する事業において、協議会がその趣旨に賛同し外部的に支援する場合
- (4) その他 特に主催者の要望がある場合

### (許可の基準)

第3条 名義の使用は、当該事業が次の各号のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

- (1) 協議会の基本理念及び基本方針に沿った広域的な規模にわたる事業であり、かつ営利目的でないもので、協議会の名称を冠するに相応しいもの
- (2) 次のいずれかに該当する団体が主催するもの
  - ア. 国、地方公共団体及びその機関
  - イ. 教育研究機関及びその連合体
  - ウ. 学術団体
  - エ. 公益法人及びこれに準ずるもの（宗教法人及びこれに準ずるものを除く。）
  - オ. その他会長が認める団体等

2 主催事業以外の事業に当たっては、会長が特に必要と認める場合を除き、協議会では当該事業に係る経費負担及び行為から生じた損害等の賠償責任の一切を負わない。

3 共催事業に当たっては、協議会の社員が職務として企画、運営等に主導的に参画するものでなければならない。

### (申請)

第4条 名義の使用許可を受けようとする者は、使用許可申請書（以下「申請書」という。）に、必要に応じ次の各号に掲げる書類等を添え、原則として当該事業開催予定日の1月前までに会長に申請しなければならない。

- (1) 定款、会則等
- (2) 役員等名簿
- (3) 事業計画書（事業に係る収支予算案も含む。）

(4) その他必要な書類（ポスター、過去の開催内容が判るもの等）

（許可）

第5条 会長は、前条の申請があったときは、第3条に規定する許可基準によって審査し、許可及び不許可を決定する。

（遵守事項）

第6条 前条に基づく名義の使用許可を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 名義の使用は当該事業に限るものとする。

(2) 名義使用申請ができる名称は「一般社団法人手話言語等の多文化共生社会協議会」とする。

(3) 申請時の事業計画に変更が生じた場合、速やかに届け出るものとする。

（事業の報告）

第7条 名義の使用許可を受けた者は、当該事業終了後速やかにその結果を名義使用報告書により会長に報告するものとする。

（許可の取消）

第8条 会長は、次の各号の一に該当するときは、名義の使用許可を取り消すことができる。

(1) 第6条に違反したとき

(2) 申請書に虚偽の記載があったとき

(3) その他名義を使用させることが不相当と認めたとき

（ロゴ等の使用）

第9条 第5条に基づく名義の使用許可を受けた者は、当該事業に限りの協議会のロゴマークを使用することができる。

（改廃）

第10条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規定は、令和6年 4月 1日から施行する。